平成２５年（フ）第１３７３号
京都府城陽市寺田庭井173番地の２　アーバンネット201号、前住所京都府城陽市富野北垣内32番地の１　レオパレス荒見203号
債務者　山下　仁志
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０３号
大阪府柏原市平野２丁目514番地の１、前住所大阪府柏原市平野２丁目13番12号
債務者　秋葉　　梢（旧姓上田）
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１８０号
大阪府松原市上田５丁目12番５号
債務者　前田　暁美
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１８５号
大阪府藤井寺市春日丘新町２番１―407号
債務者　西口カズ子
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
岩手県北上市常盤台３丁目13番30号、旧住所岩手県北上市大堤南３丁目２番11号　市営大堤住宅４号
債務者　土屋　幸子
１　決定年月日時　平成25年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２５年（フ）第１３８号
宮城県加美郡加美町字旧舘一番64番地９　徳和ハイツＣ棟103号
債務者　早坂　和浩
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第５９６号
埼玉県狭山市広瀬東２丁目33番７号　コーポ三王202、前住所埼玉県戸田市上戸田２丁目６番６―202号
債務者　宮川美波里
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６０３号
埼玉県所沢市大字上安松915番地の１　ファミリーシティマンションＡ―303
債務者　竹内　一男
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６３７号
埼玉県富士見市東みずほ台２丁目28番地４　高橋マンション201
債務者　橋爪　有美
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第６４７号
埼玉県ふじみ野市福岡武蔵野８番11号　塩野荘201、前住所埼玉県富士見市関沢２丁目９番18号
債務者　小松　洋子
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
さいたま地方裁判所所川越支部

平成２５年（フ）第１５８号
千葉県東金市南上宿１番地18　イトウハイム105
債務者　高橋　明彦
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３６号
石川県七尾市池崎町ホ部44番地１、従前の住所石川県七尾市池崎町ホ部44番地
債務者　茂里　　拓
１　決定年月日時　平成25年12月26日午前８時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２５年（フ）第５１４１号
大阪市旭区新森４丁目27番19―702号、前住所堺市南区竹城台１丁２番４―109号
債務者　竹本　　誠
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２７７号
大阪市東淀川区菅原６丁目13番10号
債務者　酒井　春代
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３２１号
大阪府池田市石橋４丁目17番９号
債務者　松井るり子（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５３３３号
大阪市生野区舎利寺１丁目８番24号、住民票上の住所大阪府東大阪市太平寺２丁目２番30号
債務者　杣本　由枝
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４５１号
大阪府吹田市桃山台１丁目２番Ｂ１―109号
債務者　毛利喜代子
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部